

3 仕入税額の計算の特例

課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに区分して合計することにつき困難な事情（P40参照）がある中小事業者については、以下の「（1）小売等軽減売上割合の特例」又は「（2）簡易課税制度の届出の特例」が認められています。

（1）小売等軽減売上割合の特例

課税売上げ（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税仕入れ等（税込み）に、当該事業に係る課税売上げ（税込み）に占める軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）の割合（**小売等軽減売上割合**）を掛けて、軽減税率の対象となる課税仕入れ等（税込み）を算出し、仕入税額を計算できます。

イ 対象事業者

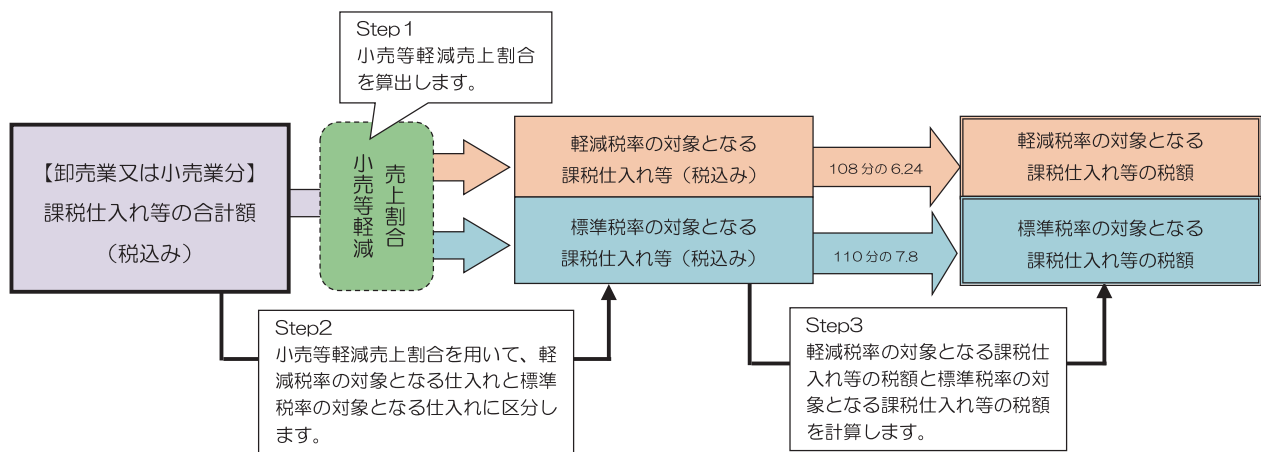
次の①から③の要件を満たす中小事業者が適用できます。

- ① 軽減対象資産の譲渡等を行う、卸売業又は小売業を営む事業者
- ② 特例の適用を受けようとする課税期間中に簡易課税制度（簡易課税制度の届出の特例の適用を受ける場合を含みます。）の適用を受けない事業者
- ③ 課税売上げ（税込み）について、区分経理できる事業者

ロ 適用対象期間

「小売等軽減売上割合の特例」を適用できる期間は、課税期間のうち、令和元年10月1日から令和2年9月30日の属する課税期間の末日までの期間です。

ハ 小売等軽減売上割合の特例による課税仕入れ等の税額の計算方法



【小売等軽減売上割合の算出方法】

$$\text{小売等軽減売上割合}^{(注1)} = \frac{\text{分母のうち、軽減税率の対象となるものの金額（税込み）}}{\text{卸売業又は小売業に係る課税売上げの合計額（税込み）}}$$

(注1) 売上げを税率ごとに管理できず、売上税額の計算の特例として「軽減売上割合」を使用した場合、その使用した「軽減売上割合」を「小売等軽減売上割合」とみなして仕入税額を計算します。

(2) 簡易課税制度の届出の特例

簡易課税制度の適用に関して、「消費税簡易課税制度選択届出書」（以下「簡易課税制度選択届出書」といいます。）を提出した課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

イ 対象事業者

課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに区分することについて困難な事情がある中小事業者が、適用できます。

ロ 適用対象期間

「簡易課税制度の届出の特例」を適用できる期間は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日の属する課税期間です。

なお、「簡易課税制度の届出の特例」を適用した場合は、事業を廃止した場合等を除き、2年間継続して適用した後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出して、簡易課税制度の適用をやめることはできません。

ハ 調整対象固定資産や高額特定資産を取得した場合等の簡易課税制度選択届出書の提出制限を受ける事業者に対する措置

調整対象固定資産や高額特定資産を取得した場合等、一定期間、簡易課税制度選択届出書を提出することはできませんが、その課税期間中の課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに区分して合計することにつき、著しく困難な事情があるときは、簡易課税制度の届出の特例の適用を受けようとする課税期間の末日までに簡易課税制度選択届出書を提出すれば、簡易課税制度の適用を受けることができます。

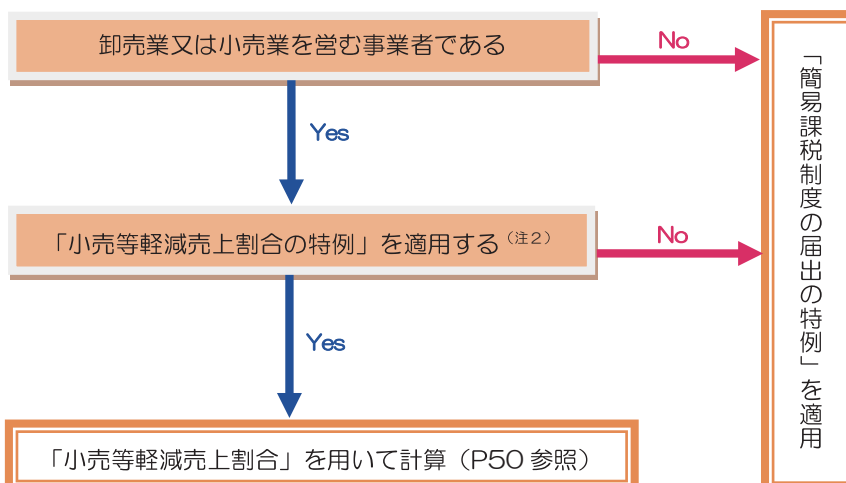
■ 「著しく困難な事情があるとき」とは…？

課税仕入れを税率ごとに区分して合計することが著しく困難である場合をいい、例えば、軽減税率の対象となる課税仕入れとそれ以外の課税仕入れがある場合であっても、軽減税率の対象となる課税仕入れがそれ以外の課税仕入れの回数に比し、著しく少ない場合などは、帳簿、保存書類等からこれらの課税仕入れを容易に区分することができるので、他に考慮すべき事情があるときを除き、「著しく困難な事情があるとき」に該当しません。

なお、建設業、不動産業など、主として軽減税率の対象となる課税仕入れを行わない容易に区分経理を行い得る事業者が、事務所、営業所等に自動販売機を設置した場合の清涼飲料水の仕入れや、福利厚生、贈答用として菓子等の仕入れを行った場合は、「著しく困難な事情があるとき」に該当しません。

《参考》卸売業又は小売業を営む中小事業者が適用できる仕入税額の計算の特例

卸売業又は小売業を営む中小事業者は、「小売等軽減売上割合の特例」又は「簡易課税制度の届出の特例」のいずれかを適用することができます。



(注2) 売上げを税率ごとに区分経理する必要があります。